

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【公開番号】特開2015-221391(P2015-221391A)

【公開日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-077

【出願番号】特願2015-180330(P2015-180330)

【国際特許分類】

A 44 C 5/14 (2006.01)

【F I】

A 44 C 5/14 P

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月8日(2016.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記課題を解決するために、本発明に係るバンド取付構造は、

腕に装着されるバンドを本体ケースに取り付けるバンド取付構造において、

前記本体ケースの12時側のバンド取付部と前記バンドとの連結部分に、その裏面側から接触する第1の接触部を備える第1の連結部材と、

前記本体ケースの6時側のバンド取付部と前記バンドとの連結部分に、その裏面側から接触する第2の接触部を備える第2の連結部材とが配置され、

前記第1の接触部の厚みは、第2の接触部の厚みより厚くしたことを特徴としている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

腕に装着されるバンドを本体ケースに取り付けるバンド取付構造において、

前記本体ケースの12時側のバンド取付部と前記バンドとの連結部分に、その裏面側から接触する第1の接触部を備える第1の連結部材と、

前記本体ケースの6時側のバンド取付部と前記バンドとの連結部分に、その裏面側から接触する第2の接触部を備える第2の連結部材とが配置され、

前記第1の接触部の厚みは、第2の接触部の厚みより厚くしたことを特徴とするバンド取付構造。

【請求項2】

前記第1の連結部材は、前記第1の接触部における前記本体ケース及び前記バンドの裏面側に接触する面から前記本体ケース及び前記バンドの表面側に向かって立設された第1の補強部を備え、

前記第2の連結部材は、前記第2の接触部における前記本体ケース及び前記バンドの裏面側に接触する面から前記本体ケース及び前記バンドの表面側に向かって立設された第2の補強部を備えることを特徴とする請求項1に記載のバンド取付構造。

【請求項3】

前記本体ケースと前記バンドとは連結部分に棒状部材を挿通させることにより連結されており、

前記第1の補強部及び前記第2の補強部には、前記棒状部材を挿通させる貫通孔が形成されていることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のバンド取付構造。